

「京都市駐車場条例」改正の素案に関する市民の皆様の御意見と  
御意見に対する本市の考え方

【 1 条例改正素案全般に関することについて 】 75件

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 条例改正（全般）について賛成である。	30	いただいた御意見を踏まえ、平成23年2月市会において条例改正案の提案を行いたいと考えております。
② 賛成である。今後、時間をかけて見守っていきたい。	4	
③ 賛成である。早期の条例改正を望む。	2	
④ 新聞報道にあったとおり、京都らしい特色がある。	1	
⑤ 駐車場施策だけではなくソフト・ハードの交通施策を組み合わせさせていくべきである。	13	「歩くまち・京都」の実現に向けて、本条例の改正による駐車場施策の見直しだけではなく、「歩くまち・京都」総合交通戦略に掲げる既存公共交通の再編強化や歩行者優先のまちづくり、ライフスタイルの転換という3つの柱に基づく、88の実施プロジェクトを推進して参ります。
⑥ 駐車場政策だけでは「歩くまち・京都」は実現できない。	2	
⑦ 今後とも社会情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを続けるべきである。	9	今後とも、「歩くまち・京都」を推進するため、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」に基づき、引き続き、必要に応じて検討を進めて参ります。

<p>⑧ 高齢者の方, 身体に障害のある方に対する駐車場の確保もお願いしたい。</p>	<p>3</p>	<p>御指摘のとおり, 高齢者の方や身体に障害のある方等にとって, 必要な駐車施設を確保することは重要であり, 今後とも検討して参ります。</p>
<p>⑨ 改正の結果, 少しでも車が減少し, 生活環境が改善されることに期待したい。</p>	<p>2</p>	<p>「歩くまち・京都」を推進するため, 駐車需要を抑制したうえで, 駐車需要を踏まえた駐車施設の有効活用を図り, 必要な駐車施設の確保と将来の適切な配置を促すことにより, 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」の推進を通じて, 生活環境の改善に努めて参ります。</p>
<p>⑩ 低炭素社会づくりに向けた電気自動車の普及につなげるため, 充電用駐車スペースについては, 附置義務台数から免除する特例を設けるべきである。</p>	<p>2</p>	<p>御意見にありますように, 充電用駐車スペースを設けることにより, カーシェアリングの普及が促進され, 自動車利用の抑制を図る手法の一つであると考えております。</p> <p>低炭素社会の実現に向けた貴重な御意見として, 今後とも検討して参ります。</p>
<p>⑪ 駐車台数が減少し, 車でまちに行きづらくなる。公共交通機関の利用と言われるが, イメージとして不便さを感じてしまう。</p>	<p>1</p>	<p>「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき, 公共交通の利便性向上策を推進して参ります。</p>
<p>⑫ 公共交通中心の「歩くまち・京都」を実現するため, 駐車場整備を抑制していくのか。</p>	<p>1</p>	<p>御指摘のとおり, 「歩くまち・京都」を推進するため, 駐車需要を抑制したうえで, 駐車需要を踏まえた駐車施設の有効活用を図り, 必要な駐車施設の確保と将来の適切な配置を促すものでございます。</p>

<p>⑬ 一部の者が利益に走るようなことがないように、公平・公正に検討を行っていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>本条例の改正につきましては、駐車需要を抑制したうえで、駐車需要を踏まえた駐車施設の有効活用を図り、必要な駐車施設の確保と将来の適切な配置を促すことにより、歩くことを中心としたまちと暮らしの実現に寄与する条例とすることで、「歩いて楽しいまちづくり」を推進するものであります。</p>
<p>⑭ 緩和していくことにより、一部のものだけが利益を講じるだけならば反対である。</p>	<p>1</p>	
<p>⑮ 賛成であるが、現条例の策定時の根拠が示されていない。</p>	<p>1</p>	<p>本市では、駐車場法の規定に基づき、道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的に昭和35年に駐車施設の附置義務を定めた京都市駐車場条例を策定し、駐車施設の整備を図って参りました。</p> <p>その後のクルマ社会の進展に伴い、本市における円滑な都市活動を確保し、交通渋滞、交通事故等の解消、防止を図るため、附置義務の対象区域を拡大するなど、附置義務基準が駐車需要に見合うよう、平成3年に改定を行っております。</p>
<p>⑯ 車がすべて低炭素車になったら改正の大きな柱を失うのではないか。</p>	<p>1</p>	<p>本条例の改正につきましては、本市における地球温暖化対策の推進と、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の理念を目指した取組です。</p> <p>脱「クルマ中心」社会のモデル都市を目指し世界トップレベルの使いやすい公共交通の構築や駐車場施策をはじめとする歩行者優先のまちづくり等を図ることによって「歩くまち・京都」を実現するものと考えております。</p>
<p>⑰ 駐車場台数の基準値の根拠はどのようなものか。</p>	<p>1</p>	<p>建築物に対する駐車施設の設置の基準値につきましては、附置義務基準の細分化に当たって、建物の用途区分ごとの駐車需要に応じた駐車台数とするため、建築物の用途別の駐車需要と建築物の延床面積から算出し、基準値（附置を義務付ける駐車施設1台当たりの床面積）を設定しております。</p>

【2 建築物に係る用途区分の細分化と附置義務基準の見直しについて】 28件

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 建築物の用途に見合うように、用途区分の細分化や附置義務基準の見直しをするのに異議はない。	15	<p>いただいた御意見を踏まえ、平成23年2月市会において条例改正案の提案を行いたいと考えております。</p>
② 異なる建築物に対し、一律の基準はおかしい。速やかに見直しを行うべきである。	5	
③ 工場の基準を緩和することに賛成する。	2	
④ 見直しにより、有効なスペースが活かせることが可能になる。見直しに賛成である。	4	
⑤ 建築物の用途区分をもっと細分化すべきではないか。用途によっては強化も必要である。	1	<p>建築物の用途によって、駐車需要を生じさせる程度は異なることから、用途に見合った適切な駐車台数となるよう基準値を見直しており、駐車需要の実態を考慮し4区分と致しました。</p> <p>引き続き、今後の実施状況をみながら、さらに検討を進めて参ります。</p>
⑥ 飲酒を前提にした特定用途は緩和してもよい。	1	<p>いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>

【3 附置義務対象の見直しによる附置義務の緩和について】 8件

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 小規模の建築物を附置義務の対象外とし,有効活用を図ることができるので,賛成である。	7	これまで延べ面積が1,500㎡を超える建築物を対象としていたものを,2,000㎡を超えるものを対象とすることで,「歩くまち・京都」の魅力の創出に寄与できるものと考えております。
② 歩くまち京都の実現や公共交通利用促進するため,周知広報を取り組んでいただきたい。	1	関係部署とも連携し,広く周知に努めて参ります。

【4 駐車場整備地区における隔地制度の緩和について】 19件

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 歩いて楽しいまちを実現するためにも隔地制度の緩和には賛成である。	9	いただいた御意見を踏まえ、平成23年2月市会において条例改正案の提案を行いたいと考えております。
② 駐車場の適正配置・誘導を行うことにより、駐車場の有効活用が可能になり、自動車流入の抑制に期待できる。	5	
③ 現行の隔地制度の縛りを受けず、賛成である。	2	
④ 隔地駐車場が確実に担保されるような仕組みを考えてほしい。	2	隔地駐車場が確実に担保されるよう、条例の改正後も届出者に対し、届出事項に変更があった場合に届出を行うよう指導するなど、取り組んで参ります。
⑤ 厳格な適用ではなくクルマの流入を抑制するという観点から、緩やかな運用をされるよう求めたい。	1	制度の実施に際して、今後の参考とさせていただきます。

【5 公共交通利用促進策に対する新たな附置義務引き下げ規定の創設について】 15件

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 公共交通利用促進策に対する新たな附置義務制度引き下げ規定を創設することに賛成する。	6	<p>いただいた御意見を踏まえ、平成23年2月市会において条例改正案の提案を行いたいと考えております。</p>
② 行政がこのような施策を打ち出したことはインセンティブを与えることにつながり評価できる。	1	
③ 公共交通の利用促進につながり、大きな効果が得られるような制度設計にしていきたい。	4	<p>公共交通利用促進策に対する附置義務引き下げ規定を創設することで、自動車の流入抑制を促し、また、市民の皆様の公共交通優先のライフスタイルへの転換や建築主による公共交通利用促進策の実施の動機付けになると考えております。</p> <p>商業施設等で既の実施されている公共交通利用促進策の事例等を参考にし、具体的な適用方法について検討して参ります。</p>
④ 引き下げ規定創設の内容はどのようなものか。	1	
⑤ 附置義務の引き下げと併せて託児所のサービスや荷物を持たなくて帰れるサービスがあれば公共交通機関の利用が促進されると思う。	1	
⑥ ホテルの送迎サービスのような取組をデパートや銀行でもやってもらえればよい。	1	

<p>⑦ 京都南部に住んでいる。対象範囲を広げた検討をしていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>適用範囲等につきましては、条例改正後も検討を進めて参ります。</p>
--	----------	---------------------------------------

【 6 その他 】 26件

6-1 自動車の流入抑制や公共交通に関すること

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 市内中心部への車の乗り入れを抑制するためにも、パーク＆ライドやLRT, BRTの活用など、環境に配慮した仕組み作りが必要である。	3	市内中心部への自動車の乗入れ抑制をはじめ、御指摘の点につきましては、「歩くまち・京都」総合交通戦略に掲げる既存公共交通の再編強化や歩行者優先のまちづくり、ライフスタイルの転換という3つの柱に基づく、88の実施プロジェクトを推進することにより、実現して参ります。
② 中心部への車の流入量を抑制するために、周縁部にフリンジパーキングを整備し、市内中心部へは公共交通またはシャトルバスによりアクセスできるようにすればよい。	1	
③ 自家用車による観光交通も排除しなければならないと思う。	1	「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、観光地交通対策について検討を進めて参ります。
④ 自動車の通行禁止をする範囲を定めてはどうか。	1	いただいた御意見を踏まえ、今後の参考にさせていただきます。
⑤ 市バスの優先レーンの確保(定時通行)、路線・便数の充実等とあわせて検討してほしい。	2	「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、バス走行環境の改善施策に取り組むとともに、御意見を関係機関に伝えて参ります。
⑥ 歩いて楽しいだけでなく、歩いて便利なまちこそ、一番大切な歩くまちの理念だと考えられる。	1	「歩くまち・京都」総合交通戦略において、市民や観光客の皆様が快適・便利に利用できるよう公共交通の利便性を向上させることは重要であると考えております。

## 6-2 小規模駐車施設に関すること

⑦ まち並みの景観等を配慮するためコインパーキング対策は必要ではないか。	3	御指摘のとおり、コインパーキングを含めた小規模駐車施設につきましては、整備状況を把握した上で、小規模駐車施設のあり方や適正な配置について検討して参ります。
--------------------------------------	---	---

## 6-3 既存駐車施設に関すること

⑧ 利用者にとって使いやすい駐車場案内システムとなるようその充実や高度化の推進を要望します。	1	駐車場案内システムにつきましては、駐車施設の利用向上に向け、公共・民間の駐車施設の情報が提供できるシステムの高度化を図って参ります。
⑨ 既存駐車場のあり方について検討する必要がある。	1	既存駐車施設の有効活用につきましては、「京都市駐車施設に関する基本計画」に基づき、引き続き検討して参ります。

## 6-4 他法令・他条例に関すること

⑩ 大店立地法との整合性を図る必要がある。	1	御指摘の視点を踏まえ、今後の対応について関係部署と協議して参ります。
⑪ 中高層条例の見直しが必要ではないのか	1	御指摘のとおり、中高層条例は、共同住宅の戸数と用途地域に応じた駐車場の設置を求めています。今後、歩くことを中心としたまちと暮らしの実現に向け、中高層条例の見直しの具体化に向けての検討を行って参ります。

6-5 その他意見

<p>⑫ 自動二輪の附置義務制度についても対応していく必要がある。</p>	<p>2</p>	<p>御指摘のとおり、駐車需要の抑制を図った上で、既存駐車場を有効活用し、自動二輪車駐車施設への転用を図って参ります。</p> <p>そのうえで、自動二輪車の駐車施設の附置義務制度を適用して参ります。</p>
<p>⑬ 鉄道駅を中心とした土地利用を誘導していくための対応策を検討する必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>鉄道駅を中心とした土地利用の誘導につきましては、鉄道駅を中心とした都市機能の配置を進めることにより、鉄道利用が促進され、地球環境への負荷の少ない都市構造となると考えております。</p> <p>そのため、駐車場施策に加え、様々な施策を総合的に取り組むことが必要であるとと考えております。</p> <p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
<p>⑭ 駐輪問題や歩行環境の整備、公共交通の利便性の向上や高齢者・観光客にとってもわかりやすい案内表示など、歩く人を中心にしたまちづくりに取り組んでいく必要がある。</p>	<p>2</p>	<p>市内中心部への自動車の乗入れ抑制をはじめ、御指摘の点につきましては、「歩くまち・京都」総合交通戦略に掲げる既存公共交通の再編強化や歩行者優先のまちづくり、ライフスタイルの転換という3つの柱に基づく、88の実施プロジェクトを推進することにより、実現して参ります。</p>
<p>⑮ タクシーの路上駐車の問題を解決してほしい。</p>	<p>2</p>	<p>関係機関に御意見をお伝え致します。</p>
<p>⑯ 路上駐車取締の強化をしてほしい。</p>	<p>1</p>	
<p>⑰ 違法駐輪など、自転車問題についても対策してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>関係部署に御意見をお伝え致します。</p>

⑱ 周知パンフレットに関係資料が添付されていない。	1	御指摘を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。
---------------------------	---	--------------------------